

岡崎市アドバイザー派遣事業実施要綱

(事業目的)

第1条 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく女性の活躍の支援、及びワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む市内事業者等（以下、「事業者」とする。）を支援するため、市からアドバイザーを派遣し、多様な働き方を促進することを目的とする。

(事業内容)

第2条 アドバイザー派遣を希望する事業者へ社会保険労務士等を直接派遣又はWEB会議システム等で派遣し、女性の活躍及びワーク・ライフ・バランス推進等の取組に必要な情報の提供、助言及び研修会等を行う。

(対象者)

第3条 アドバイザーの派遣を受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に事業所を有する事業者
- (2) その他市長が認めた団体等

(アドバイザーの業務)

第4条 この要綱によるアドバイザーの業務（以下「業務」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 女性の活躍、女性の積極的な登用及び育成並びにワーク・ライフ・バランス推進等の取組に必要な情報の提供、助言及び研修会等を行うこと。
- (2) テレワーク等柔軟な働き方に関する必要な情報の提供及び助言等を行うこと。
- (3) 多様な人材が働きやすい職場環境について、必要な情報の提供、助言及び研修会等を行うこと。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

(アドバイザーの選定)

第5条 アドバイザーは、前条各号に掲げる業務に対して的確な助言及び提案を行うために必要な豊富な経験及び知識を有する者とする。

(申請及び決定等)

第6条 アドバイザーの派遣を希望する事業者は、指定する電子申請により岡崎市アドバイザー派遣申込手続を行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、岡崎市アドバイザー派遣決定通知書（様式第1号）を送付するとともに、当該申請をした者に、市が選定したアドバイザーを派遣するものとする。なお、アドバイザー派遣に掛かる報償費は岡崎市が負担するものとする。

(派遣要件)

第7条 一つの事業者に対するアドバイザー派遣は、1回につき1名、2時間以内（移動時間を除く）、また1年度につき5回以内を基本的な条件とする。ただし事業者との協議により、年度内の業務完了のために市長が必要と認めるときはこの限りで

ない。

(業務報告等)

第8条 アドバイザーは、派遣された業務の実績について、事業が完了した後速やかに、岡崎市アドバイザー派遣業務実績報告書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

2 アドバイザーの派遣を受けた事業者は、事業が完了した後速やかに、岡崎市アドバイザー派遣事業実施結果報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月6日から施行する。

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。